市立函館病院個人情報保護委員会設置要綱

（目的および設置）

第１条「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成２９年４月１４日，厚生労働省策定）」に基づき，市立函館病院における医療に関する個人情報保護の推進を図ることを目的として，市立函館病院個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織及び構成）

第２条　委員会の委員は，病院長が指名する職員によって構成する。

２　委員会に，病院長が指名した委員長を置く。

３　委員長は，会務を総括し，委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名する副委員長がその任務を代行する。

４　委員長は，必要があると認めるときは，第１項に定める委員以外の職員を臨時に委員会の委員として出席させることができる。

（審議事項）

第３条　委員会は，次の事項について審議する。

（１）個人情報保護方針の策定に関すること。

（２）個人情報の利用目的の特定および制限に関すること。

（３）個人情報の適正な取得および個人データ内容の正確性の確保に関すること。

（４）個人情報の安全管理措置，職員の監督および委託先の監督に関すること。

（５）個人データの第三者提供に関すること。

（６）保有個人データの訂正および利用停止に関すること。

（７）職員の研修に関すること。

（８）その他，個人情報に関し必要と認められること。

（会　議）

第４条　委員会は，委員長が必要と認めたときに開催する。

２　委員会は，委員の過半数の出席がなければこれを開催することができない。

３　委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数の場合は委員長が決するところによる。この場合，委員長は委員としての議決に加わる権利を有しないものとする。

（報　告）

第５条　委員長は，委員会で審議した事項等について病院長に報告し，病院長の了解が得られた後は速やかに院内に周知することとする。

（庶　務）

第６条　委員会の庶務は，管理部庶務課において行う。

（補　足）

第７条　前各条に定めるもののほか，委員会の運営その他必要な事項は，委員長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和４年７月１９日から施行する。